

●香川県警察本部告示第9号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年7月22日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条、第7条、第13条関係）			別表（第2条、第7条、第13条関係）		
機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期	機関の名称及び所在地	所管する警察署長	送付時期
略			略		
香川県警察本部生活安全部地域課自動車警ら隊及び香川県警察本部交通部交通機動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	略	略	香川県警察本部生活安全部地域課及び香川県警察本部交通部交通機動隊 高松市西宝町1丁目9番10号	香川県高松北警察署長	提出のあった時以後の直近の勤務員の交替時
略			略		
備考 略			備考 略		

附 則

この規程は、平成20年7月22日から施行する。